

解決をしたい分野に精通した 弁護士が、ズバッと回答!

弁護士の顔が見える

中小企業法律相談ガイド

大阪弁護士協同組合 編



A5判・208頁 定価：本体2,300円+税

回答弁護士の顔、
人となり、連絡先が分かり、
気軽に相談できる

- 弁護士顧問契約をしていない中小企業経営者が、法律上の問題で困った時に最初に本書を開いて適切な対処の仕方がわかる。さらに気軽に直接相談できる弁護士を選べる法律相談ガイドブック。
- 総勢59名の大阪の弁護士が、中小企業が直面する法律問題をQ&Aとして取り上げて、見開きで見やすく、簡潔に回答。今すぐに行うべきことや弁護士に相談すべきことなどがわかる。
- 社員が起こしやすい不祥事とその予防策のポイントもつかめる。



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560
<http://www.daiichihoki.co.jp>

Tel. 0120-203-694
Fax. 0120-302-640

1. 「困りごと」への対応と再発予防

- (1) 売掛金が回収できない
- (2) 社員の採用から解雇までのトラブル
- (3) 納入先からの無理難題と契約トラブル
- (4) 仕入先からの無理難題と契約トラブル
- (5) 自社製品やサービスに消費者からクレームが来た
- (6) 現場で事故・事件が起きた
 - ①現場での事故
 - ②個人情報漏洩した
 - ③反社会的勢力からの圧力
 - ④SNS等からのトラブル

2. 日常やっておきたいこと

- (1) 賃貸借・リースの契約、取引契約のトラブル予防と対処
- (2) 社員の処遇や評価でのトラブル予防と対処
- (3) デザインや特許等の保護とロイヤリティのトラブル予防と対処
- (4) 取引先の信用確認・融資・債務関連のトラブル予防と対処

3. 会社の運営・事業承継・事業再生

- (1) 会社の支配
- (2) 事業承継・離婚・相続
- (3) 事業再生
- (4) 取締役の責任とリスク
- (5) 関連会社の設立など

4. 事業を拡げたい・縮小したい

- (1) 海外取引・海外進出
- (2) 事業撤退・廃止など

52

経営権を譲渡した後に過去の 根保証契約に基づく支払請求がきた

私は祖父が設立した会社を継ぎ、6年前に社長の地位を生え抜きの社員に譲りました。しかし、経営は厳しく、現社長が金融業者から金を借り、その返済に苦慮しているようです。
ところが、この金融業者が先日私に対して会社の債務を返済するように迫ってきました。実は私が社長の時にこの業者から借金をしたことがあり、その時に個人として包括根保証をしていたのです。極度額の定めも、元本確定期日の定めもないものでした。すでに引退した私が、現社長の借りた債務について責任を負わなければならないのでしょうか。

貸金等根保証契約のうち、平成17年4月1日以降に締結された包括根保証契約は無効となります。包括根保証契約が平成17年3月31日以前に締結されていた場合でも、平成20年3月31日より後の借入については、あなたが責任を負う必要はありません。

それは何故？

根保証契約とは、一定の範囲に属する不特定の債務を主たる債務とする保証契約のことをいい（民法465条の2第1項）、根保証の中でも、極度額も元本確定期日も定められていないものを包括根保証といいます。包括根保証は保証人に過大な責任を負わせる可能性があるため、平成17年4月1日施行の改正民法では保証制度の見直しが行われました。

根保証契約のうち、その債務の範囲に金銭の貸渡または手形の割引を受けることによって負担する債務が含まれ、かつ保証人が個人であるものが「貸金等根保証契約」とされ、極度額の定めのない貸金等根保証契約は無効となりました（民法465条の2第2項）。

平成17年4月1日より前に締結された包括根保証契約には上記改正は適用されませんが、経過措置として、平成20年3月31日が元本確定期日とされ、元本確定後の主債務者の借入については、保証人は責任を負いません。

ご質問の場合、包括根保証が平成17年4月1日以降に締結されたものであれば、

2.日常やっておきたいこと (4)取引先の信用確認・融資・債務関連のトラブル予防と対処

ば、そもそも保証契約が無効となります。

包括根保証契約の締結が平成17年3月31日以前であっても、平成20年3月31日に元本が確定しているの、その後の会社の借入についてあなたが責任を負うことはありません。

☞ここは注意して

前述の回答は、あくまで根保証契約における主債務の範囲に「貸金等借入」が含まれている場合に当たります。継続的売買契約や賃貸借契約などにおける根保証契約には包括根保証に関する規制は適用されないので注意してください。

もともと、2020年4月1日には更なる改正民法が施行されることになっています。その中では、極度額に関する規律の対象を個人根保証契約一般に拡大しており、個人根保証契約は、主債務の範囲に含まれる債務の種類に関わらず、極度額を定めなければその効力を生じないとしています（改正民法465条の2）。

ですので、2020年4月1日以降に締結した個人根保証契約が包括根保証であれば、それは無効になります。

☞弁護士への相談ポイント

以上のとおり、金融業者から今回のような返済を求められても、あなたからは返済する必要がない場合があります。

返済する必要があるか否かの判断にあたっては、保証契約書中の極度額の定めの有無、元本確定期日の定めの有無、保証することになる主債務の範囲、保証契約締結日等の確認が重要になります。

弁護士に相談するにあたっては、保証契約書を持参するようにしてください。

弁護士プロフィール

	石川 慧	アイマン総合法律事務所 〒541-0051 大阪市中央区備後町2-4-6 森田ビル6階 TEL 06-6201-0500 FAX 06-6227-0098 shikawa@aiman-jaw.jp http://www.aiman-jaw.jp
		企業法務、金融法務等の案件を多く取っております。企業のことに関わらず、お困りのことがあれば、お気軽にお電話ください。

詳細・お申し込みはコチラ

<クレジットカードでもお支払いいただけます>



第一法規

検索

CLICK!